

平成 30 年第 3 回宮代町国民健康保険運営協議会
(会議の概要)

1. 開閉日時 開会 平成 30 年 5 月 8 日 (火) 午後 1 時 30 分
閉会 平成 30 年 5 月 8 日 (火) 午後 2 時 28 分
2. 開会場所 宮代町社会福祉協議会 2F 会議室
3. 出席委員 上田悟委員、小尾憲子委員、福澤利明委員、福岡務委員、新井智委員、井浦剛委員、稲山貞幸委員、鷺谷由紀夫委員、澁木秀雄委員
9 人 (定数 12 人)
4. 事務局 小暮課長、草野副課長、村山主査
5. 会議の公開 公開
6. 会議内容
 - ・開 会
 - ・会長あいさつ
 - ・議 題
 - (1) 報告事項
 - ①宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
《資料 1 に基づいて事務局より説明》
【意見、質疑等】
 - ・なし
 - ②固定資産税の課税誤りにについて
《資料 2 に基づいて事務局より説明》
【意見、質疑等】
 - ・一年をかけて還付するとのことだが、国保の被保険者に通知が届くのはいつ位になるのか？
⇒固定資産税の課税計算後になるため年度末を想定している。
 - (2) 審議事項
 - ①平成 30 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)(案)について
《資料 3 に基づいて事務局より説明》
【意見、質疑等】
 - ・今回の補正額で還付金を全額賄えるのか？賄えない場合、更なる補正もあるのか？
⇒作業を進める中で不足した場合には、補正予算ないしは予備費の活用もありうる。
 - ・繰入を法定外繰入にしている理由、還付加算金が還付金の約 2 割計上されているが加算率は 14.6%ではないのか、また、事務費等の計上は必要ないのか？

⇒まず、国保税の還付ということから特別会計で予算計上する必要があり、国保特会の予算は当初からすでに財源不足という状況であるため、今回の補正でも財源不足を賄う法定外繰入金を財源とせざるを得ないということ。

また、還付加算金は納付日から還付する日まで累積計算することから、14.6%よりも膨らむと見込んでいる。

なお、還付事務は税務課で実施し、補正はしないと聞いている。

- ・原案どおりでよいか。

⇒了承。

②宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

《資料4に基づいて事務局より説明》

【意見、質疑等】

- ・施行日は？

⇒公布の日としている。

- ・原案どおりでよいか。

⇒了承

③赤字解消計画について

《資料5に基づいて事務局より説明》

【意見、質疑等】

- ・計画期間を10年にすることなどは認められているのか？

⇒原則は6年。ただし、計画最終年度の平成35年度に赤字を必ずしもゼロにしなければならないというものではない。

- ・税率の見直し以外にも、医療費抑制など赤字解消の取組みがあると思うが？

⇒税率見直しの議論や説明の中では税率改正とセットになるものと考えている。

- ・赤字ではない団体と宮代町の差は？

⇒税率が低いことその他、基金の有無、繰越金の取り扱いなど財政運営の差異も影響している。

- ・赤字解消の期間について、6年を超える場合にペナルティなどはあるのか？

⇒ない

(3) その他

①今後の予定について

《資料6に基づいて事務局より説明》

【意見、質疑等】

- ・9月が「未定」となっているが、税率を見直す場合には9月に答申という流れか？

⇒そのように考えている。その後、12月議会に改正条例を上程する流れになる。

②第3期宮代町特定健康診査実施計画について

《製本版を配布》

③その他

- ・今月号の広報に「みやしろ健康マイレージ事業」についての記事があったが概要は？
⇒埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加した方を対象に、11月の平均歩数が5,000歩以上の方にもれなくクオカードを贈呈するもの。また、特定健診等を受診した場合には、これに500円を上乗せするというもの。

・閉 会